

山梨県公報

第二千七百四十五号

平成二十九年

十一月十三日

月 曜 日

目次

○建築基準法に基づく道路位置指定	七二五
○公共測量の実施	七二五
○随意契約の相手方の決定について	七二五
○包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況	七二五

告示

山梨県告示第三百五十一号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年十一月十三日

- 指定の年月日 平成二十九年十一月六日 山梨県知事 後 藤 斎
- 指定道路の位置 南アルプス市浅原字中河原百七十五番一
- 指定道路の幅員 最大幅員六・〇メートル 最小幅員六・〇メートル
- 指定道路の延長 五十四・二五メートル

公告

●公共測量の実施
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月十三日
一 測量の種類 公共測量(道路台帳作成) 山梨県知事 後 藤 斎
二 測量の地域 南アルプス市の一部
三 測量の期間 平成二十九年九月六日から平成三十年二月二十八日まで

●随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十九年十一月十三日

山梨県知事 後 藤 斎

- 随意契約に係る役務
(一) 名称 新土木設計積算システム(ESTIMA山梨県版) 運用支援・保守業務
(二) 数量 一式
- 契約に関する事務を担当する所属
(一) 名称 山梨県県土整備部技術管理課
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 随意契約の相手方を決定した日 平成二十九年九月二十二日
- 随意契約の相手方
(一) 名称 富士通株式会社
(二) 住所 神奈川県川崎市中原区小田中四丁目一番一号
- 契約金額 四千二百五十一万三千七十六円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約によることとした理由 新土木設計積算システム(ESTIMA山梨県版)の開発業務の受託者であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号該当)。

監査委員

山梨県監査委員告示第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次の

とおり公表する。

平成二十九年十一月十三日

山梨県監査委員
 佐藤 佳臣
 小泉 久司
 安本 美紀
 杉山 隆

	<p>1 監査対象事項 業務委託に関する事務の執行について</p> <p>2 監査の結果に関する報告の公表 平成29年4月27日付け山梨県公報号外第25号</p> <p>3 監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1197 1205 1241 1624">指摘事項及び意見</th> <th data-bbox="1197 1624 1241 2033">講じた措置（又は今後の方針等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="734 1205 1197 1624"> <p>1 山梨県富士山保全協力金の現地収納事務委託 一般競争入札の競争性確保について（意見） 平成27年度及び平成28年度においては、入札参加業者が1者であり、本来の一般競争入札の競争性が確保されていない。一般競争入札において参加者が1者の場合は、他の参加可能と思われる業者に確認を行う等することでその原因を把握し、今後を含めて競争性、ひいては公共性・透明性が確保されることを望む。</p> <p>2 富士山七合目救護所開設業務委託 無報酬による救護所運営の検討について（意見） ボランティアを含めた無報酬による七合目救護所の運営については、責任の所在等に疑問が残るため、県内検討の域を脱していない状況にある。八合目救護所の実態等を調査し、あるいは日本登山医学会の研究成果を調べる等して引き続きボランティアを含めた救護所運営の検討を望む。</p> <p>3 県庁電話交換業務委託 委託業務時間の見直しについて（意見） 委託している電話交換業務と県の業務</p> </td> <td data-bbox="734 1624 1197 2033"> <p>富士山という特殊な環境下での業務であることから、受託を希望する業者が限られているが、平成29年度においては、照会のあった業者に対して業務内容や参加資格を丁寧に説明するなど、より入札に参加しやすい環境づくりを心がけた結果、入札に2者が参加した。 今後も、一般競争入札における競争性・公共性・透明性の確保に資すべく参加者の確保に努めていく。</p> <p>八合目救護所をはじめとする類似の山岳救護所の運営実態の情報を収集し、富士山七合目救護所の安定した運営を検討する上での今後の参考としていきたい。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）	<p>1 山梨県富士山保全協力金の現地収納事務委託 一般競争入札の競争性確保について（意見） 平成27年度及び平成28年度においては、入札参加業者が1者であり、本来の一般競争入札の競争性が確保されていない。一般競争入札において参加者が1者の場合は、他の参加可能と思われる業者に確認を行う等することでその原因を把握し、今後を含めて競争性、ひいては公共性・透明性が確保されることを望む。</p> <p>2 富士山七合目救護所開設業務委託 無報酬による救護所運営の検討について（意見） ボランティアを含めた無報酬による七合目救護所の運営については、責任の所在等に疑問が残るため、県内検討の域を脱していない状況にある。八合目救護所の実態等を調査し、あるいは日本登山医学会の研究成果を調べる等して引き続きボランティアを含めた救護所運営の検討を望む。</p> <p>3 県庁電話交換業務委託 委託業務時間の見直しについて（意見） 委託している電話交換業務と県の業務</p>	<p>富士山という特殊な環境下での業務であることから、受託を希望する業者が限られているが、平成29年度においては、照会のあった業者に対して業務内容や参加資格を丁寧に説明するなど、より入札に参加しやすい環境づくりを心がけた結果、入札に2者が参加した。 今後も、一般競争入札における競争性・公共性・透明性の確保に資すべく参加者の確保に努めていく。</p> <p>八合目救護所をはじめとする類似の山岳救護所の運営実態の情報を収集し、富士山七合目救護所の安定した運営を検討する上での今後の参考としていきたい。</p>
指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）				
<p>1 山梨県富士山保全協力金の現地収納事務委託 一般競争入札の競争性確保について（意見） 平成27年度及び平成28年度においては、入札参加業者が1者であり、本来の一般競争入札の競争性が確保されていない。一般競争入札において参加者が1者の場合は、他の参加可能と思われる業者に確認を行う等することでその原因を把握し、今後を含めて競争性、ひいては公共性・透明性が確保されることを望む。</p> <p>2 富士山七合目救護所開設業務委託 無報酬による救護所運営の検討について（意見） ボランティアを含めた無報酬による七合目救護所の運営については、責任の所在等に疑問が残るため、県内検討の域を脱していない状況にある。八合目救護所の実態等を調査し、あるいは日本登山医学会の研究成果を調べる等して引き続きボランティアを含めた救護所運営の検討を望む。</p> <p>3 県庁電話交換業務委託 委託業務時間の見直しについて（意見） 委託している電話交換業務と県の業務</p>	<p>富士山という特殊な環境下での業務であることから、受託を希望する業者が限られているが、平成29年度においては、照会のあった業者に対して業務内容や参加資格を丁寧に説明するなど、より入札に参加しやすい環境づくりを心がけた結果、入札に2者が参加した。 今後も、一般競争入札における競争性・公共性・透明性の確保に資すべく参加者の確保に努めていく。</p> <p>八合目救護所をはじめとする類似の山岳救護所の運営実態の情報を収集し、富士山七合目救護所の安定した運営を検討する上での今後の参考としていきたい。</p>				

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）	指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>時間との整合性がなく、来庁者と電話利用者との間で県民サービスの公平性に欠ける。委託業務時間が県の業務時間に合わせて短縮されれば、業務委託料が減少されるので、委託業務時間の見直しを望む。</p>	<p>用状況調査を行い、実態を把握した上で検討していくこととした。</p>	<p>せることのないよう、委任状に委任期間については印刷して希望業者に配布することを望む。</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等）</p>
<p>4 防災新館整備等事業（PFI事業）に関する業務委託 (1) チェックリストの客観的な評価基準の策定について（意見） モニタリングチェックリスト上の評価において評価の違いが明確ではなく、主観的にならざるを得ない状況である。モニタリングチェックリストの客観的な評価基準の策定を望む。</p>	<p>契約の中で、3年を経過するまでは、提案内容の見直しは行えない規定となっており、平成28年9月で3年が経過したことから、平成29年度に見直しを行うこととした。 これに合わせ、モニタリングチェックリストの評価も客観的な記載に改めることとした。</p>	<p>(2) 請求書の提出時期について（意見） 毎月の委託料の支払いについて、月末の業務完了する前に業者から請求書が送付されていた月があった。請求者は月ごとに業務委託が完了した日以後に請求書を提出するよう、業者に指導することを望む。</p> <p>(3) 防災保険加入状況の確認について（意見） 駐車場有人管理であることから業務上の災害が起こることも考えられるが、県は防災保険加入について確認をしていない。入札時に業者が防災保険に加入していることを確認することを望む。</p>	<p>請求書は業務が完了した日以後に提出するよう業者に指導し、平成28年度から改めている。</p> <p>入札参加予定業者から提出のある入札参加資格確認申請書類に防災保険の加入に係る確認書類を追加し、加入の有無を確認していくこととした。</p>
<p>(2) チェックリストの改定について（意見） モニタリングチェックリストの中には、防災新館の運営の上で当初の想定に合致しない状況に至っている部分や、空白とせざるを得ない部分もある。状況に応じたモニタリングチェックリストの改定を望む。</p>	<p>契約の中で、3年を経過するまでは、提案内容の見直しは行えない規定となっており、平成28年9月で3年が経過したことから、平成29年度に見直しを行うこととした。 これに合わせ、モニタリングチェックリストの項目を実態に応じた形に改めることとした。</p>	<p>6 県庁秘密文書溶解処理業務委託業者からの処理報告書入手の不備について（指摘事項） 8回の秘密文書溶解処理のうち5回について「秘密文書溶解処理報告書」が提出されていない。契約書どおり報告書の提出を業者に指導し、及び請求書に、提出のあった報告書を添付して処理する必要がある。</p>	<p>平成28年5月分から契約書で定められている「秘密文書溶解処理報告書」を処理月の翌月に提出させることを徹底し、適正に支払事務を執行している。</p>
<p>5 県庁駐車整理業務委託 (1) 委任状の委任期間の記載について（意見） 入札に関する委任状に記載する委任期間の単純な不備で、積算等の時間を費やし応札した業者の入札の機会を失わ</p>	<p>平成28年度業務に係る入札からは、委任期間を入札執行日とし、かつ入札執行日を県が記載した委任状に改めてい</p>	<p>7 県庁資源物回収業務委託資源の所有権移転の明文化について（意見） 契約書及び基準仕様書に回収後に資源の所有権が回収業者に移転する旨が明示</p>	<p>平成29年度の入札から、仕様書に資源回収後に資源の所有権が回収業者に移</p>

指摘事項及び意見	講じた措置 (又は今後の方針等)	指摘事項及び意見	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>されていない。入札の公平性を確保するため、入札条件を示す書面で「資源回収後に資源の所有権が回収業者に移転する旨」を明文化することを望む。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等) 転する旨を明文化している。</p>	<p>11 県庁本館等及び構内清掃業務委託 予定価格の見直しについて (意見) 低入札価格審査委員会の審査対象となつては、予定価格と入札価格の乖離の主たる原因は直接人件費の算定にある。予定価格の積算の問題点を分析し、見直すことを望む。</p>	<p>直接人件費の単価については、「建築保全業務労務単価(国土交通省)」の清掃員日割基礎単価を基に、都道府県別の給与の実態を踏まえ、山梨県の状況を反映した単価設定をしていることから、適正な積算であると判断し、引き続き、従前の方法によることとした。</p>
<p>8 県庁北別館及び県民会館清掃業務委託 機密性の高い情報等の管理について (意見) 本業務委託は清掃従事者が県の職員が執務するスペースに立ち入ることを前提としているが、契約書及び仕様書には、情報セキュリティ対策の具体的な運用に対するセキュリティ対策の遵守状況の確認などが明示されていない。情報システム等に関する業務以外の業務委託についても、機密情報管理を確実に行う方法で契約することを望む。</p>	<p>これまでにも、契約書及び仕様書において、「施設内において、書類の閲覧など業務以外の行為をしてはならない」、「業務上の秘密を厳守する」旨を記載しているが、平成29年度からは、受託業者に対し、更なる徹底を図っている。また、行政文書の適切な取扱いについて、改めて職員に対して注意喚起を行っている。</p>	<p>12 県庁舎電気設備保守点検業務委託 (1) 形式的な基準の削除について(意見) 指名入札資料に記載のある「過去3年間の県庁舎電気設備保守点検業務委託の指名実績がある業者」とする「業務実績」でない「指名実績」という形式的な基準を設けることは、競争性を阻害すると考えられるため、指名入札資料から削除することを望む。</p> <p>(2) 試験成績表の判定確認について(意見) 記載内容に誤記がある場合には、業者に指導して記載内容を訂正させ、訂正後の資料で点検が確実に行われていることを確認することを望む。</p>	<p>平成30年度の契約から、指名基準を、業務を履行する上で必要な技術的適性及び地理的条件のみとし、過去3年間の指名実績の条件を削除することとした。</p> <p>点検内容及び結果について、適正な報告書を作成するよう、業者への指導を徹底した。</p>
<p>9 県庁ごみ収集運搬業務委託 一般競争入札による業者選定について (意見) 3年間長期継続契約における入札方法として一般競争入札ではなく指名競争入札を選択することは、競争性及び新規参入の機会を阻害するものである。今後一般競争入札で業者を選定することを望む。</p>	<p>平成30年度の入札に向けて、一般競争入札の導入を検討していくこととした。</p>	<p>13 北別館等稼働作業等業務委託 増額変更を行う場合の対処について (意見) 入札価格に対し比較的多額の増額変更となる場合は、建設工事等の取り決めなどを参考にして、別契約とすることも含め慎重に対処することを望む。</p>	<p>今後、同様の業務が発生し、増額変更が必要となる場合は、追加業務の価格の適正性などを検証した上で、対処することとする。</p>
<p>10 県庁舎及び構内維持補修業務委託 契約方法への変更について(意見) 委託業務の内容から、労働者派遣法に抵触する契約に当たる可能性がある。必要に応じてあるべき契約方法に変更することを望む。</p>	<p>労働局と協議中であり、協議結果を踏まえ、必要に応じて改善していくこととした。</p>		

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>14 本館他消防用設備等保守点検業務委託 写真中のボードへの履行日の記入について（意見）</p> <p>点検現場の写真中には、工事名、場所、工事内容が書き込まれており、日付欄も設けられているにもかかわらず記入されていない。当該業務は完了報告書で点検業務の完了を確認しているが、点検業務が円滑に適切に行われたことを確認するためには、県は、ボードに日付欄を書き込んで写真を撮影するよう業者に指導し、日付欄に記入のある写真で点検業務履行を確認することを望む。</p>	<p>点検内容にあわせて写真撮影の場所・日時・工種等の必要項目を整理した上で業者に指導し、写真により履行状況の確認を確実に伝える体制を整えた。</p>
<p>15 県議会議事堂空調設備保守点検業務委託 (1)点検日と異なる日の写真添付について（意見）</p> <p>実際に点検を実施した日の報告書に異なる日付の写真が添付されていた。このような場合には、業者に点検を実施した日の写真を添付するよう指導して、確実に履行確認を望む。</p>	<p>点検結果の内容について、適正な報告書を作成するよう、業者への指導を徹底していくこととした。</p>
<p>(2) 低率な落札率の原因等の検証について（意見）</p> <p>今回の落札率は13.5%と低額であった。当初の予算項目・金額と点検実績表の項目を照らしあわせるなどして、予算額が適切であったのか、最低制限価格の設定の有無などを検証することを望む。</p> <p>16 総合的行政文書管理システム運用保守等業務委託</p>	<p>仕様書の記載内容を精査するとともに、報告書類の確認等の検証を行った。この結果を生かし、より実態に即した仕様書及び積算内容にしていく。</p>
<p>指摘事項及び意見</p> <p>作業量等の精査及び委託金額の引き下げについて（意見）</p> <p>1者随意契約にせざるを得ない契約において、特に委託内容や作業量等を精査し、「業者の言いなり」で契約を行っているとの疑念を抱かせることがないことを望む。</p> <p>また、今後の契約では、実際の委託内容や作業量等を参考とするともに、長期継続契約のメリットも生かし、委託金額の引き下げ交渉などを検討することを望む。</p>	<p>現在の契約の工数及び単価について、委託業者との間で委託内容や作業量等を精査することとした。</p> <p>また、平成30年度の契約更新に向けては、上記の検証結果等を参考に、長期継続契約であることを踏まえた値下げ交渉などを検討していく。</p>
<p>17 例規サポートシステムのデータ更新業務委託 頁単価金額の積算根拠の把握等について（意見）</p> <p>受託業者から提出された見積書には、頁単価金額の根拠が示されていない。当該システムを山梨県用にカスタマイズする際の単価の積算根拠等を把握すべきである。</p> <p>また、同様のシステムを導入している近隣の他県等の頁単価情報等も収集し、頁単価金額が適正なものであることを確認することを望む。</p>	<p>山梨県用のカスタマイズ箇所の単価の積算根拠については、委託業者から資料の提供を受け、内訳の把握を行った。</p> <p>頁単価金額については、近隣都県への調査を行い、本県と同様の契約形態及びサーパス形態を探る他県と比較して、本県単価が安価であることを確認した。</p> <p>今後とも、業者や他県等からの情報収集に努め、本県の契約金額が適正なものであるかを確認するとともに、高額と判断される場合には契約金額の引下げ交渉を行っていくこととした。</p>
<p>18 情報ハイウェイ光ファイバ芯線の割当管理に係る業務委託 業務量を反映した委託金額の見直しについて（指摘事項）</p> <p>委託業務の大半は新規割当に伴い発生するものであるが、新規割当件数が減少しているにもかかわらず、業務開始後10年にわたり委託金額の見直しが行われてい</p>	<p>平成29年1月24日に設置した「山梨県情報ハイウェイ運用に係る検討会」において、これまでの成果や課題、今後の在り方等について検討しており、これ</p>

指摘事項及び意見	講じた措置 (又は今後の方針等)	指摘事項及び意見	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>ない。このため、委託すべき業務・委託金額の見直しを行う必要がある。</p> <p>19 常駐 S E (情報システム)の構築支援等) 業務委託 一般競争入札による業者選定について (意見)</p> <p>業務の大半は小規模システムの構築支援であり、基盤系又は基幹系システムの構築・運用をしている業者に限定した指名競争入札とした理由に妥当性は乏しいと考えられることから、一般競争入札により業者を選定することを望む。</p>	<p>と並行して、当該委託業務の業務内容や業務量(年度による件数の増減を考慮)に応じた金額を精査し、契約の見直しを行うこととした。</p> <p>技術 S E は、統合サーバ等に関する運用保守等の支援業務を行っており、システムトラブルがいつ発生しても対応できるような県に常駐させている。統合サーバ等に障害が発生した場合、県の基幹システムの多くが停止してしまい、迅速かつ的確に対応しなければならぬため、県の各情報システムやネットワークの状況についての知識がある業者を指名している。</p> <p>しかし、こういった障害の発生頻度は低いため、統合サーバ等に関する運用保守等以外のデータベースや表計算ソフトウェア等を用いた小規模システムの構築等支援業務をあわせて委託することにより、要員として1ヶ月当たり1人の技術 S E が必要となる業務と目的が一般競争入札に適さないため、現行どおり指名競争入札とする。</p>	<p>いる。このため、予定価格の算定方法について、実情を考慮した方法に見直しを行う必要がある。</p>	<p>方法を検討・決定し業務を実施すること求めており、このためのソフトウェアやネットワークなどに対する総合的な技術能力が必要となる。</p> <p>今後の契約に係る費用積算においては、「積算資料」だけでなく、上記に示した業務内容や技術能力、派遣先での就業内容など、実情を勘案した予定価格の算定を行うこととした。</p>
<p>20 常駐 S E (ネットワーク端末セキュリティ管理等) 派遣について 実情を考慮した予定価格算定の見直しについて (指摘事項)</p> <p>契約金額に一定の妥当性はあるものの、派遣労働者に支払われる賃金及びマージン率から考えれば、高額な契約額となつて</p>	<p>当該業務における派遣職員には、情報機器の管理や設定変更、日々発生するセキュリティ上の問題対応など、自ら対応</p>	<p>21 ICT人材養成事業 (緊急雇用追加) 委託 請求書の記載事項の訂正について (意見)</p> <p>業者から請求書送付の連絡があつてから数日経過するも、到達が確認できなかったため、再送送を依頼したが、請求日は当初発送した請求書のままであつたため、請求書の記載日と請求書受理日に乖離が生じていた。請求書の受理は、将来、事故発生の場合の争点となり、その立証も考慮し、請求書の請求日等に誤りがあれば訂正を求めることを望む。</p>	<p>本事案は請求書の記載事項に誤りがあつたわけではないが、仮に誤りがあれば当然ながら訂正を求めることとしている。</p> <p>22 ICT人材養成事業 (緊急雇用追加) 委託 事業効果の把握について (意見)</p> <p>研修効果の把握は、委託先が提出する個別実績報告書だけである。事業効果の把握は、委託先からの報告書を確認するだけでなく、研修生からのアンケート等の情報収集を行うことで積極的な把握を望む。それにより、研修終了後の県内企業への就職という効果が最大限に発揮されること重要である。</p> <p>今後、同様の事業を実施する際には、国が定める要領等の範囲において、委託先と研修生の双方の意見を収集するとともに、事業の成果をより詳細に評価することができるような仕様を策定することとした。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>23 情報ハイウェイ保守管理業務委託業務量を反映した委託金額の見直しについて（指摘事項）</p> <p>業務方法及び業務量に基づく委託費を10年全く見直しておらず、一部の業務では実際の業務量が少なく、実態よりも過大な費用を支払っている。このため、委託金額の見直しを行う必要がある。</p>	<p>平成29年1月24日に設置した「山梨県情報ハイウェイ運用に係る検討会」において、これまでの成果や課題、今後の在り方等について検討しており、これと並行して、当該委託業務の業務内容や業務量（年度による件数の増減を考慮）に応じた金額を精査し、契約の見直しを行うこととした。</p>
<p>24 財務会計システム維持管理業務委託業務分割による業者選定方法の見直しについて（意見）</p> <p>委託業務のうち作業時間ベースで過半を占めるシステム運用業務は、マニュアル等に基づく作業であり、システム開発業者以外の業者でも実施することができるとは思われないかと考えられる。システム運用業務については、1者随意契約を続けるのではなく、委託業務を分割し、一般競争入札により契約（業者選定）を行い、競争原理により委託経費の低減を図ることを望む。</p>	<p>マニュアル等に基づくシステム運用業務は、受託業者が本県における財務会計制度及びシステム仕様を熟知していることを前提に効率化・省力化されているため、受託業者以外の一般事業者が習熟させ、分割して委託することは困難と考えているが、次回のシステム改修等の際には、委託業務を分割する方式の導入について検討を行うこととした。</p>
<p>25 常駐SE（財務会計システム）業務委託</p> <p>委託すべき業務の明確化について（指摘事項）</p> <p>財務会計システムの維持管理及び改修業務受託会社の個々のSEへの業務指示・進捗管理は、受託会社の管理者が行うべき業務であり、県が別途費用を負担して委託する業務ではない。このため、受託会社の管理者が行う業務と県が委託する業務を明確に区分し、業務内容と金額の見直しを行う必要がある。</p>	<p>業務実態の再精査を行い、県の業務と受託業者の本業業務を峻別し、委託業務内容の明確化を行い、適切な委託金額に見直すこととした。</p>
<p>26 グループウェアシステム Internet Explorer 11 対応改修業務委託</p> <p>(1) 再委託承認に関する手続の不備について（指摘事項）</p> <p>業務の一部分の改修について、再委託をしているが、契約書に規定されている書面による承諾が行われていない。このため、契約条項の遵守を徹底する必要がある。</p>	<p>契約の締結に当たっては、その都度、受託業者に再委託の際の手続を周知するとともに、契約期間中に該当事項が生じる場合は、承認手続を行うよう指導した。</p>
<p>(2) 契約の手順について（意見）</p> <p>適性かつ最少の経費で業務を行うためには、本業務は一括して契約するのではなく、最初に「問題点の抽出・対応方針の作成」部分のみを契約し、その結果を踏まえて「改修・テスト・導入」部分の費用を見積・算定したうえで契約を行う必要があるのではないかと考えられる。契約の手順について留意することを望む。</p> <p>27 財務会計システム Internet Explorer 11 対応改修業務委託</p> <p>(1) 業者見積書の検証力向上について（指摘事項）</p> <p>業者見積りで区分されている作業工程のうち、見積額と検証額の差異が生じている工程が特定されおらず、受託業者の見積書とおりの金額で契約が締結されている。このため、専門部署として情報政策課の見積検証力を高める必要がある。</p> <p>(2) 受託業者からの予定価格推察に対する留意について（指摘事項）</p>	<p>本件については、Internet Explorer 11 上での動作を事前に職員が確認し、改修が必要と考えられる範囲を絞り込んだ上で契約したものであり、二段階に契約を分けることによる管理工数（コスト）の増加を抑える意図があった。今後、同様の改修業務が必要となった際には、改修の範囲や作業内容、費用積算など状況に応じて契約を分けることも考慮して、契約方法を検討することとした。</p> <p>前年度の事例等を踏まえ見積検証力の向上に努めつつ、1者随意契約においては、契約が締結できない事態の回避に配慮しながら、受託予定業者との徹底した協議を行い、検証額と見積額との差額の可能な限りの解消に努めることとし、平成28年度の検証作業から対応している。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置 (又は今後の方針等)	指摘事項及び意見	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>1者随意契約であるにもかかわらず、受託業者の見積書と同額で予定価格を決定し、同額で契約をしており、受託業者が容易に予定価格を推察できる状況となっている。このため、契約担当者は細心の留意を払う必要がある。</p> <p>(3) 業務分割による業者選定方法の見直しについて (意見)</p> <p>開発業者以外に委託できないとの理由で1者随意契約としているが、業務は3者に再委託されている。開発業者以外の業者でも行える業務については、委託業務を分割することにより競争環境を確保し、適正かつ最少の経費で委託業務を執行することを望む。</p> <p>28 富士の国やまなし誘客促進事業(ふるさと旅行券)に係るホームページ作成) 業務委託 競争入札が可能となる委託内容の検討について (意見)</p> <p>観光情報公式ホームページ上に多言語版ホームページを作成したが、別個に多言語版ホームページを作成し、1者随意契約を前提とした選定ではなく、リンクを貼る方法も検討すべきであった。競争入札が可能なる方法にすることも考慮し、委託内容を検討することを望む。</p>	<p>1者随意契約の場合においては、協議の過程で当該業者側が予定価格を推察することは避けられないため、見積額と同額でない契約額とすることは困難と考えているが、細心の留意を払って対応していく。</p> <p>本県の財務会計システムには、開発業者のパッケージソフトが使用されており、開発業者が著作権を有していることから、開発業者と随意契約をしている。業務の再委託先は、開発業者から業務の目的を達成するために必要な範囲においてパッケージソフトの使用許可を得ていること、また、事業者ごとに蓄積されたノウハウにより改修箇所の特定制、動作検証等を効率的かつ確実に実施することが可能であることから認められたものであり、これら以外の事業者に分割して委託することは困難であると考えている。</p> <p>本事業は平成27年度で完了したが、今後、同様の事業を実施する際には、事業効果、経費等を考慮し、委託内容を検討していく。</p>	<p>29 富士の国やまなし誘客促進事業(ふるさと旅行券) 業務委託 審査委員への民間の学識経験者の登用について (意見)</p> <p>プロポーザル方式の審査委員の選定について、民間の意見や客観性をさらに向上させるため、民間の学識経験者(官公庁等行政関係者を除く)をより積極的に登用することを望む。</p> <p>30 富士の国やまなし館及びレストラン管理運営業務委託 (1) 再委託承認に関する不備について (指摘事項)</p> <p>再委託先と再委託料が変更になっていくにもかかわらず、契約書に規定する再委託理由と再委託料の積算根拠等を示した承認書類が提出されていない。再委託の内容及び再委託料について、書面で承認を受ける必要がある。</p> <p>(2) 一括前金払の見直しについて (指摘事項)</p> <p>一括前金払としている理由がないにもかかわらず、委託料のうち再委託料まで含めて4月に一括前金払している。一括前金払について見直しが必要である。</p> <p>(3) 精算調書の作成の不備について (指摘事項)</p> <p>契約書に規定する事業報告書のうち、委託業務精算調書が提出されていない。実額精算が確実にできるような方法で必ず作成し、これに基づいて精算をすべきである。</p>	<p>本事業は平成27年度で完了したが、今後、同様の事業を実施する際には、民間の学識経験者を積極的に登用していく。</p> <p>平成29年度からは、契約書の規定に基づき、文書による承認を適切に実施している。</p> <p>契約書の委託料の支払いに係る条項について見直しを行い、平成29年度から、四半期毎の年4回の前金払とした。</p> <p>平成28年度から、受託業者から委託業務精算調書の提出を受け、委託費の確定の手続を行っている。</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>31 ハローキティ特設ホームページ作成に係る業務委託 競争入札での業者選定の検討について (意見) 「ハローキティの特設ホームページ」について競争入札で作成業務委託し、「富士の国やまなし観光ネット」からリンク方式で作成した「ハローキティの特設ホームページ」に移動し情報を見る方法もある。見直しを省略しての単独の随意契約ではなく競争入札での業者選定を検討することを望む。</p>	<p>特設ページを構築し、「富士の国やまなし観光ネット」にリンクする方式を検討したが、特設ページの保守管理経費が別途必要となることから、引き続き、別に保守管理経費がかからない現在の観光ネット内にサイトを構築する方法によることとした。</p>
<p>32 富士の国やまなし観光PR強化事業（ブリーディング） 単価契約での契約の検討について (意見) 主要な出演料、MC出演料、出演雑費の単価は同額であり、異なっている項目は実費精算的項目である交通費、立会料及び特別衣装代である。このことから、単価契約での契約方法を検討することを望む。</p>	<p>単価契約についての検討を行ったが、交通費等の実費精算的項目については、その都度、契約する必要があることから、従前の方法により契約することとした。</p>
<p>33 富士の国やまなし観光PR強化事業業務委託 審査委員への民間委員の任命について (意見) 受託者を選定する審査委員について、県職員以外の者は7名中2名のみであった。審査委員には、県職員以外の者を半数以上任命し、民間委員の知見を活用して審査することを望む。</p>	<p>本事業は、平成27年度で完了したが、今後、同様の事業を実施する際には、県職員以外の者を積極的に任命していく。</p>
<p>34 やまなしサポーターズ倶楽部交流会の開催業務委託 事業成果等の検証報告書の作成について</p>	
指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(意見) 交流会の成果・効果を検証した結果をまとめた報告書等の書類がなかった。交流会の目的を達成することができたかどうかの整理と、今後の交流会及びやまなしサポーターズ倶楽部全体の活動がより良くなるよう、成果・効果を検証した報告書を作成することを望む。</p>	<p>平成29年度から、やまなし大使に対してもアンケート調査を実施し、従前から実施している交流会出展者へのアンケート結果とともに検証を行い、事業成果等を取りまとめることとした。</p>
<p>35 ハケ岳地域観光施設維持補修業務委託 指名競争入札における指名業者数の増加について (意見) 平成23年度から5年間は指名業者が5者に限定されており、落札業者も毎年異なり輪番で落札している状況となっている。指名業者を毎年、同一事業者5者と限定することなく、新規参入業者にも入札機会を確保するよう、指名業者数の増加を望む。</p>	<p>平成28年度は、新規参入業者による5者の指名とした。指名業者数については、「山梨県建設工事等指名選定要領」に基づき適切に執行していく。</p>
<p>36 東海自然歩道管理委託 統一した管理の検討について (意見) 東海自然歩道の管理を歩道が所在する富士吉田市外8市町村に委託しているが、管理方法が各市町村によって独自のものとなっている。連続している東海自然歩道の管理について、毎年でははななくとも、県が主導して県内の統一した管理業務を行うことを検討することを望む。</p>	<p>各市町村によって地形に特色があることから、歩道は独自の管理となっているのが現状であるが、各市町村と統一した歩道の管理について協議し、必要に応じて検討していくこととした。</p>
<p>37 秩父多摩甲斐地域観光施設維持補修業務委託 (1) 指名競争入札における指名業者数の増加について (意見) 指名業者5者のうち2者が辞退、1者</p>	<p>平成28年度は、平成27年度に辞退</p>

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）	指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>が不参加となり、実質2者での入札となつている。5者に限定することなく5者増しの7者を指名し、新規参入の機会を確保するよう、指名業者数の増加を望む。</p> <p>(2) 写真等への履行日の記載について (意見) 実績報告書には施工前、施工中、施工後の写真が添付されているが、それぞれの写真及び添付されている台紙のいずれにも日付の記載がない。業務委託の事実な履行確認のため写真若しくは台紙などへ履行日を記載するよう業者に指導し、確実に履行確認することを望む。</p>	<p>及び不参加であった3者を除いた5者を指名した。指名業者数については、「山梨県建設工事等指名選定要領」に基づき適切に執行していく。</p> <p>平成29年度から、写真若しくは台紙等に履行日及び日付の記載をするよう業者に指導しており、それに基づき履行確認を行っていくこととした。</p>	<p>39 富士山五合目スバルロッジ地質調査等業務委託 履行期間の延長の範囲について（意見） 当初の契約時の工期146日と比較すると69%増の工期延長となっている。履行期間の設定は、期間内に業務委託を完了しその成果物を有効に使用するための重要事項であり、履行期間の変更は緊急事態等のやむを得ない理由の場合に限られる。履行期間の延長変更は必要最低限の範囲にすることを望む。</p>	<p>本事業は平成27年度で完了したが、今後、同様の事業を実施する際には、現状をよく確認して履行期間の設定を行うとともに、請負者との協議を密に行い、工期内に成果が得られるように監督していく。</p>
<p>38 山梨百名山標柱作成業務委託 (1) 写真・証明書等の保管について (意見) 契約書に基づき保存すべき資料である標柱の彫り加工過程の写真及び作業工程証明書の一部が保存されていなかった。写真等の保存資料を保管整備することを望む。</p>	<p>作業の過程において、写真・証明書等の資料を適正に保管することを徹底した。</p>	<p>40 電子入札システム保守業務委託 (一財)日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)に対し情報の開示を求めることについて（意見） 電子入札システムは多くの地方公共団体が共通に導入しているものであり、実質的には負担金の性格を有していると考えられる。適正な負担水準であるかを確認するため、JACICに対し電子入札システムの開発・保守に係る経費について開示及び説明を求めることを望む。</p>	<p>平成29年3月に、JACICに対し、電子入札システムの開発・保守に係る経費の開示及び説明を求めたが、具体的な開示はなかった。 JACICでは、料金体系等に関し、顧客間の負担の公平性確保等の観点から総合的な検討を行うとしており、同システムの経費について、引き続き、情報提供を求めていく。</p>
<p>(2) 予定価格の積算の検証について (意見) 県内事業者を優先し、技能の伝承を図つているとの事であるが、一部の処理は県外事業者に再委託されている。県外事業者への委託の可能性も視野に入れ、予定価格の積算にあたっては隣接都県の実態も参考にすることを望む。</p>	<p>県内の事業実施可能な事業者が限られる場合は、隣接都県の実態も参考にし、上で、県外事業者への委託の可能性を含めた検討を行っていく。</p>	<p>41 社会資本整備重点計画策定業務委託 予定価格の事前公表について（意見） 予定価格の事前公表は、適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の弊害があることも指摘されている。指名競争入札の適正な競争性を確保するために、予定価格の事前公表の取りやめについて検討することを望む。</p>	<p>予定価格の事前公表は、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止し、入札・契約手続における透明性を確保する有効な手段であり、事後公表との併用も含め30都府県が採用している。 予定価格の取扱いに関する国の通知等を踏まえ、指名競争入札における競争性を確保していく。</p>